

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

<p>制 度 名</p>	<p>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画に係る機械装置等を取得した場合の特別償却</p>			
<p>税 目</p>	<p>法人税、所得税</p>			
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化法）に基づき認定された「総合化事業計画」又は「研究開発・成果利用事業計画」により、農林漁業者等が取得した機械装置等について、1台又は1基の取得価額が280万円以上の場合、通常の減価償却に加え、取得価額の30%相当額の特別償却を認める措置について、創設するものである。</p> <table border="1" data-bbox="874 792 1487 943"> <tr> <td data-bbox="874 792 1219 943"> <p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p> </td> <td data-bbox="1219 792 1487 943"> <p>▲175百万円 （－）</p> </td> </tr> </table>		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>▲175百万円 （－）</p>
<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>▲175百万円 （－）</p>			
<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>農林漁業の持続的かつ健全な発展は、その有する農林水産物等の安定的な供給の機能及び国土の保全等の多面にわたる機能が発揮されることにより、農山漁村の活力の維持向上に寄与するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に貢献するものである。しかしながら、我が国の農林漁業及び農山漁村は内外の様々な課題に直面しており、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等により、農山漁村の活力は著しく低下している。</p> <p>このため、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す「6次産業化」の取組により、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>農林漁業者等は経営基盤がぜい弱であることから、通常の生産活動に加えて、加工・販売活動を行うために必要な資金を調達することは困難であり、その実現が進まない状況にある。</p> <p>また、急速に変化する市場に対応した事業を展開するためには、国内外の消費者のニーズに迅速に対応し、それに伴う商品の開発などに設備投資が必要となる。</p> <p>本制度は、6次産業化の促進に当たって、大きなインセンティブを与える効果を有しており、本措置により設備投資活動の負担を軽減することが必要不可欠である。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農村の振興</p> <p>《政策分野》 農業・農村における6次産業化の推進</p>										
		政策の達成目標	<p>農林漁業者等が6次産業化に取り組むことにより、農林漁業経営の改善を図る。</p> <p>平成25年度までに6次産業化の設備投資額を76億円とする。</p>										
		租税特別措置の適用又は延長期間は	<p>2年 (期限；平成24年3月31日→平成26年3月31日)</p>										
		同上の期間中の達成目標	<p>平成25年度までに6次産業化の設備投資額を76億円とする。</p>										
		政策目標の達成状況	—										
有 効 性		要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (見込み)</th> <th>H25 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数 (件)</td> <td>211</td> <td>211</td> </tr> </tbody> </table> <p>六次産業化法に基づく総合化事業計画の第1回認定事業者へのアンケート調査等から、各年度211件の適用を見込んでいるところである。 また、適用が見込まれる事業者は、六次産業化法の総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画の認定を受ける農林漁業者等であり、特定の者に偏っておらず、僅少でもない。</p>	年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)	件数 (件)	211	211				
		年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)									
件数 (件)	211	211											
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>機械取得等によってもたらされる経済波及効果と減税額の関係は、以下の表のとおり。いずれの年度についても経済波及効果が減税額を上回るため、是認できる。</p> <p>6次産業化に取り組む農林漁業者等が行った投資に係る減税額及び経済波及効果</p> <p style="text-align: right;">百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24 (見込み)</th> <th>H25 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額</td> <td>175</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>3,789</td> <td>3,789</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>9,851</td> <td>9,851</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 経済波及効果については、六次産業化法に基づく総合化事業計画の第1回認定事業者へのアンケート調査から得られた投資額(実数)及び取得機械等の情報、見込まれる研究開発・成果利用事業計画を用い、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。</p>	年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)	減税額	175	175	投資額	3,789	3,789	経済波及効果	9,851	9,851
年度	H24 (見込み)	H25 (見込み)											
減税額	175	175											
投資額	3,789	3,789											
経済波及効果	9,851	9,851											

		※ 消費転換係数は0.73で算出 (※ 経済波及効果は2次効果まで算定)
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算上の措置 農業者等が自ら生産した農林水産物を活用した新商品の開発、販路拡大等に対する補助金。 平成23年予算額 33億円 ・ 金融上の措置 6次産業化に取り組む農林漁業者等の施設整備に対する融資 平成23年度融資枠300億円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>予算措置については、事業の着手の際の計画づくり、商品の企画・開発等の試作品段階に活用され、事業実施段階を対象とする税制による支援措置と重複しない。</p> <p>金融措置については、設備投資資金の独自調達が困難な農林漁業者等に対して、低利で貸し付けることで事業実施を可能にするものである。一方、租税特別措置については、独自に資金調達が可能であるが、投資額を負担とする農林漁業者等の取組を後押し、投資の意思決定を促進する措置であるため、重複しない。</p>
	要望の措置の妥当性	本措置は、6次産業化に取り組もうとする農林漁業者等に対しての設備投資の促進措置として適切であるとともに、これによる地域経済の活性化への貢献も大きい。また、予算措置及び金融措置とは適用対象が異なり、あいまって6次産業化の推進に役立つものである。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—